

資料編

1. 用語解説

あ

生け垣設置奨励補助制度	家庭緑化の推進と災害に強いまちづくりに役立たせるために、生け垣を設置する家庭に奨励補助金を支給する制度。
入間市宅地開発指導要綱	一定規模以上の開発行為等の際に、近隣住民等への周知方法や道路・公園等の公共施設の施設整備などに関して必要な事項を定め、豊かな自然との共生を目指したまちづくりを目的とした要綱。
入間市緑の基金	緑化の推進及び緑地の確保、その他自然環境を保全する事業の資金に充てるため、市民等からの寄附金と市の積立金により積み立てられた基金。
エコアップ	多種多様な生き物が生息・生育する環境を人為的に創出すること。
エコトーン	移行帯や推移帯と訳される。河岸や湖沼の沿岸など、生物の生息環境が連続的に変化する場所を指し、多様な生物の生息場所となっているため重要視されている。
エコロジカルネットワーク	生物多様性の確保や生態系の保全・回復を図るため、優れた自然環境を有する地域を核として、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置の確保を考慮し、有機的につないだ生態系のネットワーク。
NPO	民間の営利を目的としない団体の総称。このうち NPO 法人（特定非営利活動法人）とは、特定非営利活動促進法により法人格を得た団体。
屋上緑化	屋根・屋上に植物を植えて緑化すること。建物の断熱性向上やヒートアイランド現象の緩和効果などが期待される。
オープンスペース	公園や広場、河川、農地など、交通や建物等の特定の用途によって占有されていない空地。「緑地」とほぼ同義で使われることがある。

か

街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とした公園。
外来種	他の地域から人為的に持ち込まれた動植物種。
河岸段丘	河岸に沿って発達した階段状の地形。平坦な部分の「段丘面」と急斜面の「段丘崖」が交互に形成される。
河川区域	一級河川と二級河川の「堤防右岸の法尻」から「堤防左岸の法尻」までの範囲。
河畔林	洪水などの影響を受ける不安定な立地の河原に生育している水辺林。
間伐材	樹木が密集した森林を、樹木の健全な生長を促すために間引く伐採の際に発生する木材。
希少種	個体数が少なく簡単に見ることができないような動植物種。
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊緑地の保全のために特に必要として指定された近郊緑地保全区域内の緑地。
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街化の防止や住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止などを目的として、近郊整備地帯内の良好な緑地を保全するために指定された区域。
近隣公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした公園。

公園施設長寿命化計画	都市公園の公園施設について、老朽化に対する安全対策の強化や改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理を行い、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的として作成する計画。
公園不足域	用途地域の工業専用地域を除く市街化区域内で、公園の誘致距離の範囲内に入らない区域。

さ

災害対応トイレ	災害時においても、日常使用しているトイレに近い環境を確保できるトイレ。
さいたま緑の森博物館	狭小丘陵の雑木林や湿地を含む里山の景観そのものを野外展示とし、貴重な生き物を守るとともに、だれもが身近な自然のすばらしさを実感できることを目的とした埼玉県の施設。
在来種	ある地域に本来的に生育する動植物種。
里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。
CSR活動	利益の追求だけでなく、社会的な側面からも責任を果たすべき企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者からの信頼を得るための活動。
市街化区域	都市計画法に基づき指定された、既に市街地が形成しているか、概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域。良好な都市環境の形成を目的に、用途地域の指定によって土地利用を規制している。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。開発行為は原則として抑制される。
自然公園	自然公園法に基づき、優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された公園。
指定管理者制度	公の施設の管理運営について、民間事業者等が有するノウハウを活用することで、住民サービスの向上や経費の節減等を図り、施設の設置目的を効果的・効率的に達成するための制度。
市民農園	市民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。
市民の森	面積が概ね5,000㎡以上の保護樹林のうち、市民の自然との触れ合いの場を提供するとともに、緑を大切にすることを目的として設置された樹林。
市民緑地	土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が契約を締結し、地域住民に公開される緑地や緑化施設。（市民緑地契約制度） NPO法人等の民間団体が市町村長の認定を受けて、民有地に設置・管理する地域住民が利用できる緑地や緑化施設。（市民緑地認定制度）
社寺林	神社や寺院に配置されている樹林。
斜面林	斜面上に成立している樹林。
市有地公園	土地を市が所有し、かつ市が設置・管理している公園のうち、都市公園を除く公園。
樹木医	樹木の生理・生態を理解し、調査、設計監理、維持管理業務に精通し、診断及び治療を通して落枝、倒木等による人的、物損被害の抑制や後継樹の保護育成並びに樹木の保護・育成に関する知識の普及と指導を行う専門家。

植物群落	一定の範囲でまとまりをもって生育している、複数種の植物の集まり。
生産緑地地区	生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地等のうち、農林漁業と調和した良好な都市環境を確保するため、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的として指定された地区。
生態系	植物・動物・微生物と、それらを取り巻く大気・水・土壌などの環境とを統合した全体のシステム。
生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。
設置管理制度	公募設置管理制度（P-PFI）のことで、飲食店・売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、これらの施設から生ずる収益を活用して、その周辺の園路・広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度。平成29年の都市公園法改正によって新たに設けられた。
接道部緑化	道路に接していて道路から目視できる、生垣や高木・中木・低木等の植栽。
占用公園	河川敷や道路の高架下等の敷地について占用許可を受け、市が設置した都市公園以外の公園。
総合公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

た

太陽光発電照明灯	太陽光を電気エネルギーに変換して蓄電池に蓄え、点灯することができる照明灯。環境保全や災害対策に有効。
段丘崖斜面林	河岸段丘等の急斜面（段丘崖）に成立している樹林。
地域森林計画対象民有林	国が定める全国森林計画に即して、都道府県知事が5年ごとに10年を一期として、対象とする森林の区域や森林の整備及び保全の目標などを定める地域森林計画の対象となる民有林。
地域防災計画	災害対策基本法に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として都道府県や市町村等の地方自治体が策定する計画。
地下水涵養機能	雨水等の地表水を地中にしみ込ませ、一時的に貯えて調節し、水資源を保全する働きのこと。
地球温暖化	人間活動の拡大により、二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。海面の上昇や異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行など、様々な影響が懸念される。
地区計画制度	地区の特性を活かした良好な環境の整備や保全を目的として、都市計画法に基づき、その地区の道路・公園・広場等の公共施設や居住環境、まちなみ景観などについて、住民の考えを取り入れながらまちづくりを進める制度。
地区計画等緑化率条例制度	地区計画等の区域において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域を対象とし、その最低限度を良好な都市環境の形成を図るための緑化推進の観点から、建築物の新築等に関する制限として条例で定めることができる制度。
地区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした公園。

特定外来生物	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づき、地域外から移入した外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定された生物。 特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。
特定生産緑地制度	生産緑地地区に指定されている農地のうち、当初の指定から 30 年を経過するまでに指定すれば、買取り申出の時期が 10 年間延長される制度。また、それ以後は繰り返し 10 年の延長が可能。
特別緑地保全地区	都市計画法における地域地区の一つで、都市緑地法に基づき、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止、動植物の生育地等となる緑地の保全を目的として指定される緑地。
都市計画区域	都市計画法に基づき、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量等の現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとして指定された区域。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。都市公園には、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園）、大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、国営公園の他、緩衝緑地等（特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道など）がある。
都市農業振興基本計画	都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針、都市農業の振興に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めた計画。
都市農業振興基本法	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成 27 年に制定された法律。
都市緑地	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられた緑地。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
飛び石ピオトープ	野生生物の生息・生育空間であるピオトープが、飛び石状に連なっていること。

な

農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、自然的・経済的・社会的条件を考慮して、一体として農業の振興を図るために都道府県知事が指定する地域。
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域整備計画」において、積極的な農業施策の展開と農地の保全を図るために指定された区域。

は

バリアフリー化	高齢者や障害者などが社会生活をする上で、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。
---------	--

ビオトープ	本来その地域に住む様々な野生生物が生息することができる空間のことで、「生物の生息空間」と訳される。ギリシャ語で「生物」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」との合成語。
微気象	数mから数km程度の限られた範囲に起こる気象現象。
ヒートアイランド現象	都市活動に伴うエネルギー排熱やコンクリート等の地表面の状態などによって、都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。
避難用広場	震災等の災害時に近隣住民等が避難することができる広場。
ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	ふるさとの緑の保全及び創出に関し必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、もって郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的とした条例。
ふるさとの緑の景観地	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、相当規模にわたり、ふるさとを象徴する緑を形成している地域を県知事が指定したもの。
平地林	平野部に成立している樹林。
壁面緑化	建物の壁面をツタ類等の植物をはわせるなどにより緑化すること。建物の断熱性を高めるだけでなく、ヒートアイランド現象の改善効果なども期待される。
保安林区域	森林法に基づき、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定された森林の区域。
防火樹	火災の延焼を防ぐなど、防火機能の高い樹木。イチョウ、サンゴジュ、カシ、シイなどの樹木。
保護樹木	入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑豊かな生活環境の形成を目的として指定された一定規模以上の樹木。
保護樹林	入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑豊かな生活環境の形成を目的として指定された一定規模以上の樹林。

ま

緑とオープンスペース	都市公園、公共施設の緑地、道路、河川及び民有地の空地などのこと。都市の骨格の形成、都市景観の形成、レクリエーション需要の充足など、多様な日常的な役割を有している。また、災害に対しては、災害時の避難の場、火災・爆発による災害の緩和・防止、災害対策の拠点、自然災害の緩和・防止など、都市防災に資する役割も有している。
緑の回廊	野生動物の移動に配慮した連続性のある森林、河川、緑地。「コリドー」とも呼ばれる。緑の回廊によって生物の生息地間をつなぐことで生態系のネットワークが形成され、良好な野生生物の生息・生育空間となることが期待される。
緑のカーテン	ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を、建物の外にカーテン状に設けたネットにはわせたもの。夏の日射を遮断して室温の上昇を抑制することで、省エネルギー効果などが期待できる。
緑のトラスト保全第6号地	県民共有の財産として保全することを目的に「さいたま緑のトラスト運動」で県内に6番目に取得した、加治丘陵の西部に位置する面積約13haの唐沢流域樹林地。
緑のネットワーク	緑を点・線・面でつなげていくこと。緑の各種機能の向上を図ることができる。

や

屋敷林	屋敷の周囲に防風や防雪のために植えられた樹林。
湧水	地表又は河川、湖沼、海などに自然状態で湧出する地下水。
優良農地	一団のまとまりのある農地や農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地。

ら

ランドマーク	地域の目印となるような特徴のある建物や大きな樹木など。
リニューアル	新しくすること。公園などを改修すること。
緑地協定制度	都市緑地法に基づき、相当規模の一団の土地などについて、土地所有者等の全員の合意により緑地の保全又は緑化に関する事項の協定を締結することで、市街地の良好な環境の確保を図る制度。
緑地保全地域	都市緑地法に基づき、里地・里山等の都市近郊における比較的大規模な緑地の保全を目的として指定された緑地。
緑道	都市公園法に基づく都市公園の一つで、災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保などを図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。
緑化重点地区	緑の基本計画で定められた、緑化の推進を重点的に図るべき地区。
緑化地域制度	都市計画に定める地域地区の一つで、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度。

わ

ワークショップ手法	政策形成や公共施設の整備計画づくりなどにおいて、市民、専門家、行政等の様々な立場や経験を有する参加者が、意見を出し合い学びながら、全体の意見の整理や合意形成を図っていくよう工夫された会議の手法。住民参加の手法の一つ。
-----------	--

2. 緑地現況量の総括表（平成30年3月末時点）

緑地の種類		市街化区域		市街化調整区域		市全域		
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
施設緑地	都市公園	街区公園	39	7.78	5	1.25	44	9.02
		近隣公園	4	8.99	1	3.00	5	11.99
		地区公園	0	0.00	1	10.81	1	10.81
		総合公園	0	0.00	2	19.47	2	19.47
		小計	43	16.77	9	34.52	52	51.29
	都市公園以外	市有地公園	103	4.73	19	0.86	122	5.58
		占用公園	3	0.15	12	2.68	15	2.83
		緑道・遊歩道	2	0.51	1	0.52	3	1.03
		小計	108	5.39	32	4.05	140	9.45
	公園に準じる施設	保全緑地	0	0.00	5	121.61	5	121.61
		市民の森	0	0.00	3	1.04	3	1.04
		市民農園	1	0.38	3	1.99	4	2.37
		運動場等(民有地)	1	0.10	9	3.97	10	4.08
		子供広場(公会堂敷地等)	8	0.26	14	0.57	22	0.83
		子供広場等(民有地)	13	1.49	3	0.26	16	1.75
		小計	23	2.23	37	129.44	60	131.67
	計	174	24.39	78	168.02	252	192.41	
	民間施設緑地	寺社境内地	46	11.02	50	30.28	96	41.31
		ゴルフ場	0	0.00	3	205.80	3	205.80
		小計	46	11.02	53	236.08	99	247.11
施設緑地 計		220	35.41	131	404.10	351	439.51	
地域制緑地	法	近郊緑地保全区域	0	0.00	2	638.00	2	638.00
		生産緑地地区	92	21.71	0	0.00	92	21.71
		県立自然公園	0	0.00	1	207.00	1	207.00
		農振農用地区域	-	0.00	-	734.90	-	734.90
		保安林区域	-	0.10	-	4.96	-	5.06
		地域森林計画対象民有林	-	0.01	-	651.47	-	651.48
		小計	92	21.82	3	2,236.33	95	2,258.15
	条例	保護樹林	17	3.46	7	1.04	24	4.50
	計	109	25.28	10	2,237.37	119	2,262.65	
	地域制緑地間の重複		-	-0.00	-	-653.05	-	-653.05
地域制緑地 計		-	25.28	-	1,584.33	-	1,609.61	
緑地 計		-	60.69	-	1,988.43	-	2,049.12	
施設緑地・地域制緑地の重複		-	-0.41	-	-131.87	-	-132.27	
緑地 総計		-	60.29	-	1,856.56	-	1,916.85	
計画対象区域(ha)		1,568.4		2,900.6		4,469.0		
人口(平成30年4月1日)		148,592						
緑地率(%)		42.89						
市民一人当り都市公園等面積(m ² /人)		12.9						
市民一人当り都市公園面積(m ² /人)		3.5						

3. 都市公園等の確保目標調書

都市公園等

地区	番号	名称	現況 (ha) 平成29年度末			中間年次 (ha) 平成40年度(2028年度)			目標年次 (ha) 平成50年度(2038年度)			備考
			市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	
A	街1	向陽台児童公園	0.17		0.17	0.17		0.17	0.17		0.17	
A	街2	中原公園	0.15		0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	
A	街3	向原第一公園	0.15		0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	
A	街4	向原第二公園	0.15		0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	
A	街5	久保稲荷公園	0.33		0.33	0.33		0.33	0.33		0.33	
A	街6	久保公園	0.17		0.17	0.17		0.17	0.17		0.17	
A	街7	東町公園	0.25		0.25	0.25		0.25	0.25		0.25	
A	街8	扇西けやき公園	0.16		0.16	0.16		0.16	0.16		0.16	
A	街9	扇西ふじ棚公園	0.18		0.18	0.18		0.18	0.18		0.18	
A	街10	扇西ならの木公園	0.18		0.18	0.18		0.18	0.18		0.18	
A	街11	朝霧公園	0.24		0.24	0.24		0.24	0.24		0.24	
A	街12	宮前フワパーク	0.15		0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	
A	街13	あずまなかよし公園	0.12		0.12	0.12		0.12	0.12		0.12	
A	街14	チクタク公園	0.15		0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	
B	街15	入間台第一公園	0.35		0.35	0.35		0.35	0.35		0.35	
B	街16	入間台遺跡公園	0.17		0.17	0.17		0.17	0.17		0.17	
B	街17	八津池公園	0.65		0.65	0.65		0.65	0.65		0.65	
B	街18	八津池東公園	0.29		0.29	0.29		0.29	0.29		0.29	
B	街19	中野原公園	0.16		0.16	0.16		0.16	0.16		0.16	
C	街20	みつぎ台公園	0.23		0.23	0.23		0.23	0.23		0.23	
D	街21	武蔵台西公園	0.18		0.18	0.18		0.18	0.18		0.18	
F	街22	パレットパーク	0.38		0.38	0.38		0.38	0.38		0.38	
F	街23	フレンドリーグリーンパーク	0.35		0.35	0.35		0.35	0.35		0.35	
F	街24	上藤沢第三公園	0.20		0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	
F	街25	下山公園	0.16		0.16	0.16		0.16	0.16		0.16	
G	街26	仏子第一公園	0.13		0.13	0.13		0.13	0.13		0.13	
G	街27	仏子第二公園	0.13		0.13	0.13		0.13	0.13		0.13	
A	街28	扇町屋A団地公園	0.12		0.12	0.12		0.12	0.12		0.12	
B	街29	あらく親水公園		0.16	0.16		0.16	0.16		0.16	0.16	
B	街30	小谷田やまもも公園		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10	
B	街31	新久遺跡公園	0.11		0.11	0.11		0.11	0.11		0.11	
B	街32	東金子公園		0.52	0.52		0.52	0.52		0.52	0.52	
C	街33	金子中央けやき公園	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	
C	街34	金子中央ひばり公園	0.07		0.07	0.07		0.07	0.07		0.07	
C	街35	金子駅前公園	0.14		0.14	0.14		0.14	0.14		0.14	
F	街36	高見原公園	0.15		0.15	0.15		0.15	0.15		0.15	
G	街37	えのき公園	0.20		0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	
G	街38	あおぞら公園	0.23		0.23	0.23		0.23	0.23		0.23	
D	街39	グリーンベルト公園	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
A	街40	まちや公園	0.16		0.16	0.16		0.16	0.16		0.16	
D	街41	荻原公園		0.28	0.28		0.28	0.28		0.28	0.28	
D	街42	矢荻荘公園		0.18	0.18		0.18	0.18		0.18	0.18	
G	街43	なかよし公園	0.18		0.18	0.18		0.18	0.18		0.18	
G	街44	わんぱく公園	0.29		0.29	0.29		0.29	0.29		0.29	

地区	番号	名称	現況 (ha) 平成29年度末			中間年次 (ha) 平成40年度(2028年度)			目標年次 (ha) 平成50年度(2038年度)			備考
			市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	
D	(街45)	(仮称)狭山台地区街 区1号公園				0.20		0.20	0.20		0.20	狭山台区画
D	(街46)	(仮称)狭山台地区街 区2号公園				0.20		0.20	0.20		0.20	狭山台区画
F	(街47)	藤沢駅前公園				0.04		0.04	0.04		0.04	武蔵藤沢区画
F	(街48)	さくら公園				0.12		0.12	0.12		0.12	武蔵藤沢区画
F	(街49)	ふじのみや公園				0.31		0.31	0.31		0.31	武蔵藤沢区画
F	(街50)	藤沢なかよし公園				0.41		0.41	0.41		0.41	武蔵藤沢区画
A	(街51)	子供広場等(民有地)							0.27		0.27	
C	(街52)	子供広場等(民有地)							0.14		0.14	
F	(街53)	子供広場等(民有地)							0.33		0.33	
F	(街54)	生産緑地							0.23		0.23	
街区公園 計			7.78	1.25	9.02	9.07	1.25	10.32	10.05	1.25	11.29	
A	近1	愛宕公園	1.17		1.17	1.17		1.17	1.17		1.17	
A	近2	富士見公園	3.32		3.32	3.32		3.32	3.32		3.32	
G	近3	新光中央公園	1.02		1.02	1.02		1.02	1.02		1.02	
A	近4	入間市運動公園	3.47		3.47	3.47		3.47	3.47		3.47	
G	近5	西武市民運動場		3.00	3.00		3.00	3.00		3.00	3.00	
D	(近6)	(仮称)狭山台地区近 隣公園				2.15		2.15	2.15		2.15	狭山台区画
F	(近7)	藤沢中央公園				1.24		1.24	1.24		1.24	武蔵藤沢区画
近隣公園 計			8.99	3.00	11.99	12.37	3.00	15.37	12.37	3.00	15.37	
A	地1	黒須市民運動場		10.81	10.81		10.81	10.81		10.81	10.81	
地区公園 計			0.00	10.81	10.81	0.00	10.81	10.81	0.00	10.81	10.81	
A	総1	彩の森入間公園		15.00	15.00		15.00	15.00		15.00	15.00	
A	総2	中央公園		4.46	4.46		4.46	4.46		4.46	4.46	
総合公園 計			0.00	19.47	19.47	0.00	19.47	19.47	0.00	19.47	19.47	
-	(緑1)	(仮称)加治丘陵さと やま自然公園					10.00	10.00		20.00	20.00	
都市緑地 計			0.00	0.00	0.00	0.00	10.00	10.00	0.00	20.00	20.00	
A	市A1	扇町屋1区第3公園	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
A	市A2	扇町屋1区第4公園	0.25		0.25	0.25		0.25	0.25		0.25	
A	市A3	扇台四丁目公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
A	市A4	扇台六丁目第2公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
A	市A5	南原住宅公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
A	市A6	扇台六丁目公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
A	市A7	豊岡二丁目公園	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
A	市A8	霞丘公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
A	市A9	エントランスパーク	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
A	市A10	新しきを知る公園	0.12		0.12	0.12		0.12	0.12		0.12	
A	市A11	故きを温ねる公園	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	
A	市A12	コスモ公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
A	市A13	東町富士見台公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
A	市A14	入間ヶ丘公園	0.08		0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	
A	市A15	入間ヶ丘緑地	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	
A	市A16	一番村公園	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	

地区	番号	名称	現況 (ha) 平成29年度末			中間年次 (ha) 平成40年度(2028年度)			目標年次 (ha) 平成50年度(2038年度)			備考
			市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	
A	市A17	春日町一丁目公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
A	市A18	新霞橋公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
A	市A19	西武高倉ハイツ公園	0.05		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	
A	市A20	高倉一丁目公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
A	市A21	高倉一丁目緑地	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
A	市A22	向陽台広場	0.08		0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	
A	市A23	豊岡五丁目公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
A	市A24	東町六丁目公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
A	市A25	四季の丘公園	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	
A	市A26	朝霧公園(2号)	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
A	市A27	朝霧公園(3号)	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
A	市A28	ハイラーク入間緑地	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	
A	市A29	久保稻荷三丁目緑地	0.00		0.00	0.00		0.00	0.00		0.00	48.96㎡
A	市A30	豊岡一丁目緑地	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
A	市A31	くすの木公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
A	市A32	高倉五丁目緑地	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
A	市A33	黒須第二子ども広場	0.29		0.29	0.29		0.29	0.29		0.29	
A	市A34	扇町屋フラワーパーク	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
A	市A35	下原公園		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02	
A	市A36	東久保公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
B	市B1	小谷田公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
B	市B2	小谷田さくら公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
B	市B3	上小谷田二丁目公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
B	市B4	小谷田一丁目公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
B	市B5	小谷田二丁目公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
B	市B6	小谷田二丁目南公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
B	市B7	小谷田三丁目公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
B	市B8	小谷田三丁目第2公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
B	市B9	小谷田三丁目緑地	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
B	市B10	古新田第1公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
B	市B11	古新田第2公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
B	市B12	文化村公園	0.06		0.06	0.06		0.06	0.06		0.06	
B	市B13	文化村緑地	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
B	市B14	文化村処理場跡公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
B	市B15	中原1号公園		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
B	市B16	中原2号公園(緑地)		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02	
B	市B17	中原3号公園(緑地)		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01	
B	市B18	清水橋公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
B	市B19	八津池西公園	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
B	市B20	入間台第2公園	0.07		0.07	0.07		0.07	0.07		0.07	
B	市B21	入間台南公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
B	市B22	新久台公園		0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	0.08	
B	市B23	新久台緑地	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
B	市B24	牛沢町公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
B	市B25	牛沢町多目的広場		0.17	0.17		0.17	0.17		0.17	0.17	
B	市B26	東金子公園緑地		0.16	0.16		0.16	0.16		0.16	0.16	
B	市B27	あらく親水公園駐車場		0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	0.08	
C	市C1	西三ツ木はなみずき公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	

地区	番号	名称	現況 (ha) 平成29年度末			中間年次 (ha) 平成40年度(2028年度)			目標年次 (ha) 平成50年度(2038年度)			備考
			市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	
C	市C2	南峯にしかねこ公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
C	市C3	木蓮寺公園		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02	
D	市D1	さくら公園	0.08		0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	
D	市D2	宮ノ台公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
D	市D3	宮ノ台第2公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
D	市D4	武蔵藤沢台公園	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	
D	市D5	宮寺開発公園		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02	
D	市D6	宮寺開発第2公園		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01	
F	市F1	上ノ原公園	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
F	市F2	武蔵藤沢公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
F	市F3	東台公園	0.05		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	
F	市F4	ライフヒルズ公園	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
F	市F5	下藤沢つきじ公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
F	市F6	つつじ公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
F	市F7	こぶし公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
F	市F8	東原団地公園	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
F	市F9	エルカクエイ公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
F	市F10	東藤沢公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
F	市F11	林川東公園	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	
F	市F12	林川西公園	0.13		0.13	0.13		0.13	0.13		0.13	
F	市F13	下前原団地公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
F	市F14	藤沢ちびっこ公園	0.27		0.27	0.27		0.27	0.27		0.27	
F	市F15	青葉公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
F	市F16	なかよし公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
F	市F17	あすなろ公園	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	
F	市F18	上藤沢清水公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
F	市F19	ライオンズマンション公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
F	市F20	東藤沢七丁目公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
F	市F21	ダイアパレス公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
F	市F22	東藤沢二丁目公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
F	市F23	谷川第1公園		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
F	市F24	谷川第2公園		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01	
F	市F25	下山団地東原緑地	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
F	市F26	高見原緑地(緑道)	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
F	市F27	高見原緑地	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
F	市F28	水押公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
G	市G1	馬場公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
G	市G2	仏子パレス公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
G	市G3	仏子団地第1公園	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
G	市G4	上野公園	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
G	市G5	広町公園		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
G	市G6	せせらぎ公園	0.07		0.07	0.07		0.07	0.07		0.07	
G	市G7	あかまつ公園	0.07		0.07	0.07		0.07	0.07		0.07	
G	市G8	さくら公園	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
G	市G9	ニュータウン緑地	0.39		0.39	0.39		0.39	0.39		0.39	
G	市G10	ニュータウン緑地(2号)	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
G	市G11	ニュータウン緑地(3号)	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	

地区	番号	名称	現況 (ha) 平成29年度末			中間年次 (ha) 平成40年度(2028年度)			目標年次 (ha) 平成50年度(2038年度)			備考
			市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	
G	市G12	上広瀬緑地	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	
G	市G13	谷田公園		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	0.05	
G	市G14	登見欠公園	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
G	市G15	仏子下河原公園		0.07	0.07		0.07	0.07		0.07	0.07	
G	市G16	仏子団地緑地	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
G	市G17	新光地区公園	0.05		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	
G	市G18	新光ちびっこ公園		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01	
G	市G19	雪の鈴公園	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	
G	市G20	ひかりの子公園	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	
G	市G21	野田八木公園		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02	
G	市G22	下河原第二公園		0.02	0.02		0.02	0.02		0.02	0.02	
D	(市D11)	狭山台5号緑地				0.21		0.21	0.21		0.21	狭山台区画
市有地公園 計			4.73	0.86	5.58	4.93	0.86	5.79	4.93	0.86	5.79	
A	占1	豊高橋公園	0.00		0.00	0.00		0.00	0.00		0.00	面積未確定
B	占2	清水橋四阿(南・北)		0.00	0.00		0.00	0.00		0.00	0.00	41.00㎡
B	占3	牛沢河川公園		0.25	0.25		0.25	0.25		0.25	0.25	
D	占4	やすらぎ公園		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
G	占5	仏子多目的公園		0.59	0.59		0.59	0.59		0.59	0.59	
G	占6	仏子運動公園		0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	0.20	
G	占7	野田河川公園		0.54	0.54		0.54	0.54		0.54	0.54	
G	占8	上橋ゲートボール場		0.27	0.27		0.27	0.27		0.27	0.27	
G	占9	西武1区グラウンド		0.51	0.51		0.51	0.51		0.51	0.51	
B	占10	小谷田13区公園	0.08		0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	
B	占11	農場14区児童公園		0.04	0.04		0.04	0.04		0.04	0.04	
B	占12	農場14区ゲート ボール運動場		0.13	0.13		0.13	0.13		0.13	0.13	
B	占13	東金子1区公園		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09	
G	占14	仏子地内公園	0.07		0.07	0.07		0.07	0.07		0.07	
B	占15	あらく親水公園(河 川歩道)		0.01	0.01		0.01	0.01		0.01	0.01	
占用公園 計			0.15	2.68	2.83	0.15	2.68	2.83	0.15	2.68	2.83	
G	道1	仏子ニュータウン緑 道	0.48		0.48	0.48		0.48	0.48		0.48	
A	道2	朝霧緑道	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
G	道3	入間川遊歩道		0.52	0.52		0.52	0.52		0.52	0.52	
F	(道4)	旧林川緑道							0.38		0.38	
緑道・遊歩道 計			0.51	0.52	1.03	0.51	0.52	1.03	0.89	0.52	1.41	
-	加治	加治丘陵保全地		54.48	54.48		64.48	64.48		74.48	74.48	
G	谷田	谷田の泉保全地		1.33	1.33		1.33	1.33		1.33	1.33	
B	牛カ	牛沢カタクリ自生地		0.66	0.66		0.66	0.66		0.66	0.66	
B	牛ホ	牛沢地区ホテルの里		0.14	0.14		0.14	0.14		0.14	0.14	
D	緑森	さいたま緑の森博物 館		65.00	65.00		65.00	65.00		65.00	65.00	
保全緑地 計			0.00	121.61	121.61	0.00	131.61	131.61	0.00	141.61	141.61	
A	森1	鍵山3丁目931他		0.35	0.35		0.35	0.35		0.35	0.35	
A	森2	鍵山3丁目937-1他		0.30	0.30		0.30	0.30		0.30	0.30	
F	森3	上藤沢843-1他		0.38	0.38		0.38	0.38		0.38	0.38	
市民の森 計			0.00	1.04	1.04	0.00	1.04	1.04	0.00	1.04	1.04	

地区	番号	名称	現況 (ha) 平成29年度末			中間年次 (ha) 平成40年度(2028年度)			目標年次 (ha) 平成50年度(2038年度)			備考
			市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	
A	農1	東町市民農園	0.38		0.38	0.38		0.38	0.38		0.38	
F	農2	藤宮市民農園		0.67	0.67		0.67	0.67		0.67	0.67	
C	農3	中神市民農園		0.89	0.89		0.89	0.89		0.89	0.89	
G	農4	西武市民農園		0.44	0.44		0.44	0.44		0.44	0.44	
市民農園 計			0.38	1.99	2.37	0.38	1.99	2.37	0.38	1.99	2.37	
D	運1	縄竹広場		0.17	0.17		0.17	0.17		0.17	0.17	
F	運2	藤沢6区簡易運動場	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
C	運3	寺竹地区運動場		0.72	0.72		0.72	0.72		0.72	0.72	
D	運4	南矢萩運動場		0.40	0.40		0.40	0.40		0.40	0.40	
D	運5	北中野スポーツ広場		0.53	0.53		0.53	0.53		0.53	0.53	
D	運6	大森運動場		0.58	0.58		0.58	0.58		0.58	0.58	
D	運7	宮寺にいほりスポーツ広場		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09	
D	運8	二本木運動場		0.52	0.52		0.52	0.52		0.52	0.52	
B	運9	東金子スポーツ広場		0.75	0.75		0.75	0.75		0.75	0.75	
C	運10	木蓮寺スポーツ広場		0.20	0.20		0.20	0.20		0.20	0.20	
運動場等(民有地) 計			0.10	3.97	4.08	0.10	3.97	4.08	0.10	3.97	4.08	
A	社1	愛宕神社子供広場	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
A	社2	春日神社子供広場	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
A	社3	高倉寺子供広場	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
B	社4	龍円寺子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
C	社5	西三ッ木子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
C	社6	西光院子供広場		0.18	0.18		0.18	0.18		0.18	0.18	
C	社7	光円寺子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
C	社8	花ノ木子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
C	社9	中神子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
C	社10	根岸子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
C	社11	西桂子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
C	社12	東桂子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
D	社13	都稲荷神社子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
D	社14	西久保観音子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
D	社15	太子堂子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
D	社16	長久寺子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
D	社17	大森会館子供広場	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
F	社18	神明神社子供広場	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
F	社19	熊野神社子供広場	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
G	社20	白髭神社子供広場	0.05		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	
G	社21	八坂神社子供広場		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03	
G	社22	新光会館子供広場	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
子供広場(公会堂敷地等) 計			0.26	0.57	0.83	0.26	0.57	0.83	0.26	0.57	0.83	

地区	番号	名称	現況 (ha) 平成29年度末			中間年次 (ha) 平成40年度(2028年度)			目標年次 (ha) 平成50年度(2038年度)			備考
			市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	市街化 区域	市街化 調整区域	市全域	
A	子1	扇町屋1区第一子供 広場	0.08		0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	
A	子2	鍵山第一子供広場	0.13		0.13	0.13		0.13	0.13		0.13	
F	子3	藤沢8区子供広場	0.08		0.08	0.08		0.08	0.08		0.08	
C	子4	南峯簡易運動場	0.14		0.14	0.14		0.14				
F	子5	しみず広場	0.33		0.33	0.33		0.33				
A	子6	河原町子供広場	0.07		0.07	0.07		0.07	0.07		0.07	
A	子7	なかよし広場	0.03		0.03	0.03		0.03	0.03		0.03	
C	子8	中神多目的広場		0.14	0.14		0.14	0.14		0.14	0.14	
B	子9	東金子3区子供広場	0.05		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	
D	子10	やすらぎ公園	0.00		0.00	0.00		0.00	0.00		0.00	26.01㎡
A	子11	南沢広場	0.27		0.27	0.27		0.27				
D	子12	南中野子供広場		0.07	0.07		0.07	0.07		0.07	0.07	
C	子13	寺竹広場	0.09		0.09	0.09		0.09	0.09		0.09	
A	子14	愛宕公園駐車場	0.10		0.10	0.10		0.10	0.10		0.10	
B	子15	牛沢子供広場		0.05	0.05		0.05	0.05		0.05	0.05	
B	子16	小谷田一丁目多目的 広場	0.13		0.13	0.13		0.13	0.13		0.13	
子供広場等(民有地) 計			1.49	0.26	1.75	1.49	0.26	1.75	0.74	0.26	1.00	

4. 都市公園一覽表

No.	公園名	種別	所在地	面積 (m ²)	都市計画決定		開設告示		設置日	管理者
					(ha)	年月日	(ha)	年月日		
1	向陽台児童公園	街区	向陽台 1-1-23	1,741.86	0.17	S61.12.27	0.17	S63.12.1		市
2	中原公園	街区	久保稲荷 1-15	1,457.19	0.15	S61.12.27	0.15	S62.2.27	S58.11.15	市
3	向原第一公園	街区	久保稲荷 3-5-2	1,537.01	0.15	S61.12.27	0.15	S62.2.27	S58.11.15	市
4	向原第二公園	街区	久保稲荷 2-3-1	1,530.38	0.15	S61.12.27	0.15	S62.2.27	S58.11.15	市
5	久保稲荷公園	街区	久保稲荷 4-5-1	3,315.03	0.33	S61.12.27	0.33	S62.2.27	S58.11.15	市
6	久保公園	街区	久保稲荷 4-12-1	1,677.40	0.17	S61.12.27	0.17	S62.2.27	S58.11.15	市
7	東町公園	街区	東町 7-10-38 他	2,549.38	0.25	S61.12.27	0.25	S62.2.27	S58.11.15	市
8	扇西けやき公園	街区	久保稲荷 3-26-3	1,600.03	0.16	S61.12.27	0.16	S62.2.27	S61.9.30	市
9	扇西ふじ棚公園	街区	久保稲荷 5-11-3 他	1,799.89	0.18	S61.12.27	0.18	S62.2.27	S61.9.30	市
10	扇西ならの木公園	街区	久保稲荷 5-1-8	1,799.90	0.18	S61.12.27	0.18	S62.2.27	S61.9.30	市
11	朝霧公園	街区	春日町 2-513-4	2,385.88	0.24	S62.7.31	0.24	S62.10.24		市
12	宮前フラワーパーク	街区	宮前町 843-1	1,490.69	0.15	H11.3.25	0.15	H11.7.15	H10.12.25	市
13	あずまなかよし公園	街区	東町 3-16-5 他	1,200.50	0.12	H11.3.25	0.12	H11.7.15	H10.3.27	市
14	チクタク公園	街区	東町 6-7-10 他	1,499.86	0.15	H11.3.25	0.15	H11.7.15	H10.3.27	市
15	入間台第一公園	街区	新久 895-81 他	3,473.77	0.25	S62.7.31	0.35	H11.7.15		市
16	入間台遺跡公園	街区	新久 870-6 他	1,728.00	0.16	S62.7.31	0.16	S62.10.24		市
17	八津池公園	街区	小谷田 1527-1 他	6,493.66	0.65	S62.7.31	0.65	S62.10.24		市
18	八津池東公園	街区	上小谷田 3-1539-1 他	2,865.00	0.28	S62.7.31	0.28	S62.10.24		市
19	中野原公園	街区	上小谷田 1-1281-9	1,633.14	0.16	S62.7.31	0.16	S62.10.24		市
20	みつぎ台公園	街区	三ッ木台 222	2,261.32	0.22	H11.3.25	0.22	H5.3.31	H2.9.14	市
21	武蔵台西公園	街区	宮寺 2925-176 他	1,751.07	0.18	S62.7.31	0.18	S62.10.24		市
22	パレットパーク	街区	上藤沢 429-6	3,771.44	0.38	S62.7.31	0.38	S62.10.24		市
23	フレンドリーグリーンパーク	街区	上藤沢 429-5	3,518.59	0.35	S62.7.31	0.35	S62.10.24		市
24	上藤沢第三公園	街区	上藤沢 406-22	1,987.75	0.20	S62.7.31	0.20	S62.10.24		市
25	下山公園	街区	東藤沢 1-30-38	1,587.07	0.16	S62.7.31	0.16	S62.10.24		市
26	仏子第一公園	街区	仏子 1035-22	1,305.32	0.13	S62.7.31	0.13	S62.10.24		市
27	仏子第二公園	街区	仏子 1035-16	1,289.52	0.13	S62.7.31	0.13	S62.10.24		市
28	愛宕公園	近隣	豊岡 3-811 他	11,705.96	3.10 3.10	S44.12.26 H5.6.25	1.13	H1.3.30		市 市
29	富士見公園	近隣	東町 1-16 他	33,215.71	2.00 3.30	S39.12.21 S50.11.11	3.30	S56.3.30		市 市
30	新光中央公園	近隣	新光 303-2	10,198.84	1.02	S56.7.14	1.02	S58.5.10		市
31	中央公園	総合	扇町屋 1250-1	44,644.88	4.54 4.50	S39.12.21 S48.6.5	4.50	S51.12.27		市
32	彩の森入間公園	総合	向陽台 2-21他	150,013.35	15.00	H5.1.12	15.00	H10.4.1	H10.4.1	県
33	扇町屋A団地公園	街区	久保稲荷 4-14-21 他	1,235.93			0.12	H13.3.23	S61.9.24	市
34	あらく親水公園	街区	新久 508-1 他	1,602.81			0.16	H11.7.15	H9.4.10	市
35	小谷田やまもも公園	街区	小谷田 683-23 他	1,001.53			0.10	H13.3.23	H6.4.1	市
36	新久遺跡公園	街区	新久 941-6 他	1,061.07			0.11	H13.3.23	S60.11.29	市
37	東金子公園	街区	小谷田 1524-2	5,208.36			0.52	H16.3.24		市
38	金子中央けやき公園	街区	金子中央 8-12	888.32			0.09	H13.3.23	H11.12.18	市
39	金子中央ひばり公園	街区	金子中央 11-28	682.16			0.07	H13.3.23	H11.12.18	市
40	金子駅前公園	街区	南峯 432-10	1,446.82			0.14	H16.3.24		市
41	高見原公園	街区	下藤沢 1279-110	1,514.36			0.15	H15.3.10	H14.2.28	市
42	えのき公園	街区	新光 306-544	2,047.62			0.20	H13.3.23	S63.2.16	市
43	あおぞら公園	街区	新光 1060-80 他	2,338.56			0.23	H13.3.23	S63.2.16	市
44	入間市運動公園	近隣	豊岡 4-825-3	34,744.11			3.60	S52.6.1		市
45	西武市民運動場	近隣	野田 (河川敷)	30,000.00			3.00	H5.3.31	S53.6.1	市
46	黒須市民運動場	地区	春日町 (河川敷)	108,105.46			10.81	H5.3.31	S50.12.1	市
47	グリーンベルト公園	街区	宮寺 4102-34	1,046.24			0.10	H17.3.25	S48	市
48	まちや公園	街区	扇町屋 1-650-11	1,552.90			0.16	H18.3.20		市
49	荻原公園	街区	宮寺 558-2	2,812.37			0.28	H18.3.20		市
50	矢萩荘公園	街区	宮寺 533	1,827.11			0.18	H19.3.26	S61.10.1	市
51	わんぱく公園	街区	野田 3008-1	2,930.80			0.29	H29.5.8	H21.12.18	市
52	なかよし公園	街区	野田 3036	1,798.88			0.18	H29.5.8	H21.12.18	市
計				52箇所	512,874.80	m ²	51.34	ha		

5. 都市公園の種類

種類	種 別	内 容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注)近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位

6. 緑に関する制度の概要

平成 30 年 4 月現在

■都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）関連		
制度の名称	制度の概要等	指定要件等
緑地保全地域	都市計画区域等において、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。	①対象区域 ・都市計画区域又は準都市計画区域 ②指定要件 ・無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要がある緑地 ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要がある緑地 ③指定権限 ・市町村（二以上の市町村の区域にわたるものは都道府県）
特別緑地保全地区	都市計画区域内の良好な自然環境を形成する緑地について、建築行為、土地の形質の改変、木竹の伐採など一定の行為を許可制とし、緑地を現状凍結的に保全することで良好な都市環境の形成を図る制度。	①対象区域 ・都市計画区域 ②指定要件 ・無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有する緑地 ・神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有する緑地 ・次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要な緑地 1) 風致又は景観が優れていること 2) 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること ③指定権限 ・市町村（面積 10ha 以上かつ二以上の区域にわたるものは都道府県）
地区計画等緑地保全条例	屋敷林や社寺林等の身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して、条例で建築行為、土地の形質の改変、木竹の伐採など一定の行為を許可制とし、緑地を現状凍結的に保全することで良好な居住環境の確保を図る制度。	①区域の条件 ・条例を定めることにより緑地の保全のための規制をかけられる区域は、地区計画等（「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」、「集落地区計画」）において、現存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域。 ②指定権限 ・市町村

制度の名称	制度の概要等	指定要件等
緑化地域制度	都市中心部等の緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度。	①対象区域 ・用途地域が指定されている区域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域 ②規制対象 ・敷地面積が1,000㎡以上(条例で300㎡まで引き下げ可能)の建築物の新築又は増築 ③規制内容 ・建築敷地の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務付け ④指定権限 ・市町村
地区計画等緑化率条例	地区レベルの良好な居住環境の確保を図るための緑化の推進の観点から、地区整備計画等の内容として定められた建築物の緑化率の最低限度を、条例で建築物の新築や増築を行う場合の制限として定めることができる制度。	①区域の条件 ・条例を定めることにより緑化率の最低限度を定めることができる区域は、「地区計画」、「防災街区整備地区計画」、「沿道地区計画」において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域 ②指定権限 ・市町村
緑地協定制	都市計画区域等の相当規模の一団の土地等について、土地所有者等の全員の合意により緑地の保全又は緑化に関する事項の協定を締結することで、市街地の良好な環境の確保を図る制度。	①対象区域 ・都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地 ②協定の締結事項 ・緑地協定の目的となる土地の区域 ・次に掲げる緑地の保全又は緑化に関する事項のうち必要なもの 1) 保全又は植栽する樹木等の種類 2) 樹木等を保全又は植栽する場所 3) 保全又は設置する垣又はさくの構造 4) 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項 5) その他緑地の保全又は緑化に関する事項 ・緑地協定の有効期間(5年以上30年未満) ・緑地協定に違反した場合の措置 ③認可権限 ・市町村長
管理協定制	特別緑地保全地区内等の緑地において、土地所有者等と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が協定を結ぶことにより、土地所有者等に代わって緑地の管理を行うことができ、土地所有者の管理負担を軽減する制度。	①対象区域 ・緑地保全地域又は特別緑地保全地区並びに近郊緑地保全区域内の緑地で土地所有者等による管理では当該緑地の有する機能を十分に発揮できないと判断される土地 ②協定の締結事項 ・管理協定の目的となる土地の区域(管理協定区域) ・管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項 ・管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項(必要な場合) ・管理協定の有効期間(5年以上20年以下) ・管理協定に違反した場合の措置

制度の名称	制度の概要等	指定要件等
市民緑地契約制度	都市計画区域等において、相当規模以上の土地、人工地盤、建築物等の所有者と地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人が契約を締結し、地域住民が利用できる緑地や緑化施設を設置・管理することができる制度。	①対象区域 ・都市計画区域又は準都市計画区域 ②設置管理主体 ・地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人 ③設置基準 ・面積が 300 m ² 以上の土地等 ・設置管理期間が 5 年以上
市民緑地認定制度	緑化地域等の区域内の民有地（土地、人工地盤、建築物等）に地域住民等が利用できる緑地や緑化施設を設置・管理しようとする者が、設置管理計画を作成し、市町村長が認定することで、一定期間当該緑地を設置・管理・活用することができる制度。	①対象区域 ・緑化地域及び緑化重点地区 ②設置管理主体 ・NPO 法人、住民団体、企業等 ③認定基準 ・周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足 ・面積 300 m ² 以上の土地等 ・緑化面積が敷地面積の 20%以上の土地等 ・設置管理期間が 5 年以上 ④認定権限 ・市町村長
緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度	緑地の保全や緑化の推進に取り組む一般社団法人、一般財団法人又は NPO 法人等の団体を緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）として市町村長が指定することにより、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図る制度。	①法人の指定対象 ・一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人 ・その他の非営利法人(例:認可地縁団体) ・都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例:まちづくり会社) ②法人として実施できる主な活動 ・市民緑地の設置及び管理 ・特別緑地保全地区内における管理協定に基づく緑地の管理 ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 ③指定権限 ・市町村長

■首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）関連

制度の名称	制度の概要等	指定要件等
近郊緑地保全区域	近郊緑地のうち広域的な観点から相当規模の緑地について、建築行為、土地の形質の変更、木竹の伐採などの一定の行為を届出制とし、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする制度。	①指定要件 ・無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって、首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれら地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域 ②指定権限 ・国土交通大臣
近郊緑地特別保全地区	地域における保全による効果が特に著しく、かつ特に良好な自然の環境を有する近郊緑地保全区域について、建築行為、土地の形質の変更、木竹の伐採などの一定の行為を許可制とし、緑地を現状凍結的に保全する制度。	①指定要件 ・近郊緑地保全区域内において次の一に該当する土地の区域 1) 首都及びその周辺の地域住民の健全な心身の保持及び増進又はこれら地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しい区域 2) 特に良好な自然の環境を有する区域 ②指定権限 ・都道府県

■生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）関連		
制度の名称	制度の概要等	指定要件等
生産緑地地区	良好な都市環境の形成を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図る制度。	①指定要件 ・市街化区域内の農地等で、次に該当する区域 1) 良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの 2) 面積 500 m ² 以上(300 m ² 以上で市町村が条例で定める規模) 3) 農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの ②生産緑地の管理 ・使用又は収益をする権利を有する者は、農地等として管理しなければならない。 ③土地の買取りの申出 ・主たる従事者が死亡等の理由により従事することができなくなった場合、又は生産緑地として告示され日から 30 年が経過した場合には、市町村長に買取りを申し出ることができる。 ④指定権限 ・市町村

■自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）関連		
制度の名称	制度の概要等	指定要件等
自然公園制度	国内の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として、国立公園、国定公園、都道府県立公園を指定する制度。	①自然公園の概要 ・国立公園：我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地 ・国定公園：国立公園に準ずる優れた自然の風景地 ・都道府県立公園：都道府県においての優れた自然の風景地 ②指定権限 ・国立公園及び国定公園：環境大臣 ・都道府県立公園：都道府県知事

■ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年条例第10号）関連

埼玉県条例

制度の名称	制度の概要等	指定要件等
ふるさとの緑の景観地	武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林等の埼玉らしい風景を形成している緑を保全するため、区域内での一定規模以上の建築物などの新築等、木竹の伐採、宅地の造成などの行為を届出制とする制度。	①指定要件 ・樹林地が単独、又は樹林地及びこれに隣接する土地が一体となって、相当範囲にわたり、ふるさを象徴する緑を形成している地域 ②指定権限 ・埼玉県知事
市民管理協定制	市民緑地において、土地所有者、市民団体等、市町村の3者が緑地保全のための管理協定を締結し、これを県知事が認定するとともに活動支援する制度。	①協定の内容 ・1,000㎡以上の一団の緑地 ・土地所有者は、市民に公開される「市民緑地」として市町村と契約を締結 ・市町村は、緑地について緑地保全活動を行う市民団体等に管理委託 ・市民団体等は、緑地を計画的に管理 ②協定に定める事項 ・市民管理協定の目的となる緑地の区域（市民管理協定区域） ・市民管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項 ・市民管理協定区域内の施設の整備に関する事項（施設の整備が必要な場合） ・協定の有効期間（5年以上） ③認定権限 ・埼玉県知事
緑化計画届出制度	行政、県民及び事業者がそれぞれ緑を創出していくことにより、「ゆとり」と「うるおい」のある埼玉県を目指すことを目的に、敷地面積が1,000㎡以上の建築行為を行う場合に緑化計画を県に届け出ることを義務付ける制度。	①届出対象 ・敷地面積1,000㎡以上の建築行為（新築、改築、増築、移転） ②緑化基準 ・緑化を要する面積 ・接道部の緑化 ・高木植栽本数 ③認定権限 ・埼玉県知事

■入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例（昭和 60 年条例第 27 号）関連		入間市条例
制度の名称	制度の概要等	指定要件等
保護樹木	市街化区域内にある一定規模以上の樹木について、所有者と協議のうえ指定し保全する制度。	①指定要件 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として高さが 15m以上、地上 1.5mの高さにおける幹の周囲が 1.5m以上の樹木 ・指定の期間は原則として 5 年以上 ②奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ・年間 1 本当り 3,000 円を交付 ③指定権限 <ul style="list-style-type: none"> ・入間市長
保護樹林	市街化区域内にある一定規模以上の樹林について、所有者と協議のうえ指定し保全する制度。	①指定要件 <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域内にある原則として 500 m²以上の樹林 ・指定の期間は原則として 5 年以上 ②奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ・年間 1 m²当り 20 円を交付 ③指定権限 <ul style="list-style-type: none"> ・入間市長

■入間市市民の森設置要綱（平成 6 年告示第 52 号）関連		入間市要綱
制度の名称	制度の概要等	指定要件等
市民の森	入間市樹林等の保護及び緑化の推進に関する条例第 5 条に定める保護樹林のうち、その一団の土地の面積がおおむね 5,000 m ² 以上について、所有者と協議のうえ、市で散策道や休憩所等施設を整備し市民の利用に供する制度。	①指定要件 <ul style="list-style-type: none"> ・保護樹林のうち、面積が概ね 5,000 m²以上のもの ・設置の期間は原則として 5 年以上 ②奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ・年間 1 m²当り 30 円を交付 ③設置者 <ul style="list-style-type: none"> ・入間市長

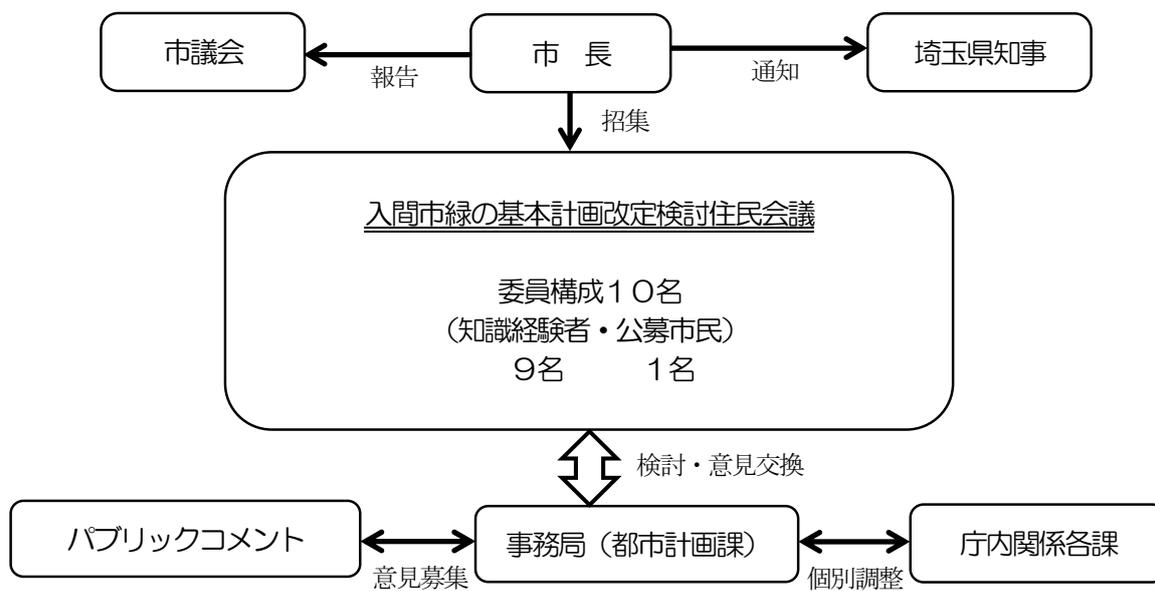
■入間市生け垣設置奨励補助金交付要綱（昭和 54 年告示第 49 号）関連		入間市要綱
制度の名称	制度の概要等	指定要件等
生け垣設置奨励補助制度	住宅地の緑化の推進と災害に強いまちづくりのため、自己の居住する宅地に生け垣を設置する際に、奨励補助金を交付し、接道部の生け垣化を促進する制度。	①補助要件 <ul style="list-style-type: none"> ・生け垣は 2m以上道路に沿う ・樹高は 80 cm～100 cmを標準 ・道路境界線等から 30 cm後退 ・樹木本数は 5 本/mを標準 ②奨励補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・生け垣 1m当り 3,000 円(限度額 45,000 円)を交付 ③認定権限 <ul style="list-style-type: none"> ・入間市長

7. 入間市緑の基本計画改定版策定体制および策定経過

(1) 計画の策定体制

入間市緑の基本計画改定版策定にあたり市民意見等を反映させるため、知識経験者と公募市民から組織される入間市緑の基本計画改定検討住民会議（入間市緑の基本計画改定検討住民会議要綱、入間市告示第303号・平成30年4月1日施行）を設置しました。この住民会議を平成30年度に5回開催し、計画内容の検討と意見交換を行いました。

また、広く市民からの意見を聴取するため、平成30年12月21日から平成31年1月21日までの間でパブリックコメントを実施しました。



策定体制図

(2) 入間市緑の基本計画改定検討住民会議委員名簿

選出区分	氏 名	所属団体・役職等
知識経験者	近藤 勝美	入間市都市計画審議会 委員
知識経験者	森 友和	入間市環境審議会 委員
知識経験者	金子 勝良	入間市造園組合 組合長
知識経験者	大垣 敏夫	NPO 法人 加治丘陵山林管理グループ 副理事長
知識経験者	武田 恵子	公益財団法人 埼玉県生態系保護協会 入間支部
知識経験者	吉田 俊彦	NPO 法人 バーブレスフック普及協会 代表理事
知識経験者	馬路 清美	NPO 法人 あそびあ〜と☆こども劇場いるま 代表理事
知識経験者	市川 喜代治	入間市茶業協会 代表役員
知識経験者	小野寺 寿美子	NPO 法人 まちづくりサポートネット元気な入間
公 募	木内 勝司	市民公募

(3) 入間市緑の基本計画改定検討住民会議の経緯

回数	開催日	会議の内容
第1回	平成30年7月6日	①会議の位置付け、進め方及びスケジュールについての説明 ②緑の基本計画の策定経緯と改定の趣旨についての説明 ③改定素案の検討（序章、第1章）
第2回	平成30年8月8日	①前回会議の結果と課題等への対応について ②改定素案の検討（第2章）
第3回	平成30年9月7日	①前回会議の結果と課題等への対応について ②改定素案の検討（第3章）
第4回	平成30年10月11日	①前回会議の結果と課題等への対応について ②改定素案の検討（第4章） ③改定原案の全体調整 ④パブリックコメントの実施時期及び方法についての説明
第5回	平成31年2月21日	①パブリックコメントの結果と市民意見等の改定版（最終案）への反映についての報告 ②改定版の決定に関するスケジュールについての説明

(4) 入間市緑の基本計画改定検討住民会議要綱

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第4項の規定に基づき、市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)の改定に当たり、住民の意見を反映させるため、入間市緑の基本計画改定検討住民会議(以下「住民会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 住民会議は、緑の基本計画の改定に関し、検討及び意見交換を行う。

(組織)

第3条 住民会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者のうちから公募するもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から緑の基本計画の改定が終了した日までとする。

(会議)

第5条 住民会議は、市長が招集し、都市整備部都市計画課長が会議の進行役となる。

(関係者の出席)

第6条 住民会議は、必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報償金)

第7条 市長は、予算の範囲内において、委員に報償金を支給するものとする。

(庶務)

第8条 住民会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、緑の基本計画の改定が終了した日に、その効力を失う。